

機能強化計画の要約

1. 基本方針

- ・当行は、神奈川県を地盤とした地域特化型銀行として、地元の中小企業や個人顧客を中心に業務を展開している。
- ・当行は、地元の中小零細企業・個人に安定的資金供給することが第一の使命と考えている。
- ・中期経営計画の諸施策にアクションプログラムの施策を盛り込み、中小企業の再生と地域経済の活性化を図っていく。
- ・地域密着の徹底、経営体質の強化、組織力の強化を行い、「お客様から選ばれる銀行」となるよう努力する。

2. アクションプログラムに基づく個別項目の計画

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
中小企業金融の再生に向けた取組み					
1. 創業・新事業支援機能等の強化					
(1) 業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	本部審査は、担当区分を地区別(横浜市内と市外に区分)とし、2名の担当者を配置	特に注意を要する業種の担当者を1名配置。将来性のある事業に対し、リスクイできる専門的な審査能力向上を図る	特に注意を要する業種に対する審査体制を整備。審査担当者を協会の「目利き研修」へ派遣	第二地銀協の研修受講者による行内研修の実施	・特に注意を要する業種(不動産・ノボック・娯楽業・建設業・塗染業)について担当者を決め、専門的に融資審査を行う体制を整備する ・外部研修による審査担当者のレベルアップをはかる
(2) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施	融資審査研修は、財務分析が中心	第二地銀協の「目利き研修」へ積極的に参加	本部審査担当者を「目利き研修」へ派遣	行内研修の強化充実(目利き研修)	協会研修に積極的参加と研修受講者を講師として行内集合研修を実施
(3) 産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート金融会議」への参画	「産業クラスターサポート金融会議」へ参加	「地域貢献窓口」を新設、政策投資銀行と情報交換	「地域貢献窓口」設置、「産業クラスター金融会議」参加	日本政策投資銀行と情報交換	・「地域貢献窓口」の設置、専担者の配置 ・日本政策投資銀行との情報交換等ネットワーク構築
(4) ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調融資等連携強化	中小企業金融公庫との情報交換	「地域貢献窓口」を新設、政策投資銀行と情報交換	「地域貢献窓口」を設置、政策投資銀行等と情報交換を実施	創業・新事業支援融資の推進	・各府系金融機関との情報交換を行い、ベンチャー企業の育成を支援する体制整備を行う
(5) 中小企業支援センターの活用	日常の営業活動を通じた相談が中心	顧客に中小企業支援センターの情報提供を行う	「地域貢献窓口」を設置	中小企業支援センターとの情報交換及び顧客への周知	・「地域貢献窓口」は、中小企業支援センターの機能を顧客に周知徹底し、顧客からの相談に対し中小企業支援センターの機能等の情報提供をする
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化					
(1) 経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	法律相談、税務相談が中心	コンサルティング、情報提供の機能強化のための体制整備	「地域貢献窓口」を設置、体制整備	外部コンサルタント会社、税理士との情報交換	・「地域貢献窓口」は、取引先企業からの経営相談等に対し個別に対応する体制整備を行う
(3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	専担者チームを設置し、取引先の改善指導を実施。着実に成果あがる	「企業支援室」を設置し、債務者区分のランクアップとランクダウンの防止を図る	「企業支援室」に4名を配置、一人10先程度担当、取引先の改善指導実施	支援方策の実施状況をフォローし、改善を図る	・「企業支援室」を新設し体制を強化し、営業店と連携し要注意先以下を中心に債務者区分のランクアップを図るとともにランクダウンを防止する。
(4) 中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施	外部研修、行内研修を実施しているが、体系的ではない	第二地銀協の「要注意先債権等のランクアップ研修」へ担当者を派遣	「企業支援室」担当者を「要注意先債権等のランクアップ研修」へ派遣	第二地銀協の研修受講者による行内研修の実施	・協会研修に積極的参加 ・研修受講者を講師として行内集合研修を実施
(5) 「地域金融人材育成システム開発プログラム」等への協力	営業活動を通じた相談を行っている	神奈川県に同様のプログラムが立ち上がった場合には、積極的に協力	「地域貢献窓口」の設置、専担者の配置	中小企業人材育成センター等との情報交換の実施	・「地域貢献窓口」は、取引先企業からの人材育成に対し個別に対応する ・「地域貢献窓口」は、中小企業人材育成センター等産業人材の育成支援制度を積極的に活用する

項目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み					
(1) 中小企業の過剰債務構造の解消・再生の取組み。「早期事業再生ガイドライン」の趣旨を踏まえた事業再生への早期着手	現状対象先はないが、体制整備が必要と認識	体制整備・人材育成 ノウハウの蓄積 ニーズの調査	「企業支援室」の新設 協会研修の積極的活用	政府系金融機関との情報交換	・専担者を格上げし「企業支援室」として体制強化をし、プリパッケージ型事業再生及び私的整理ガイドラインの活用の体制整備を行う ・定期的になーズの調査を行う
(2) 地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成の取組み	現状対象先はないが、体制整備が必要と認識	体制整備・人材育成 ノウハウの蓄積 ニーズの調査	「企業支援室」の新設 協会研修の積極的活用	政府系金融機関との情報交換	・専担者を格上げし「企業支援室」として体制強化をし、政府系金融機関等との情報交換によりノウハウの蓄積をする ・今後、対象先が発生した場合は、都度対応していく
(3) デット・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の活用	現状対象先はないが、体制整備が必要と認識	体制整備・人材育成 ノウハウの蓄積 ニーズの調査	「企業支援室」の新設 協会研修の積極的活用	政府系金融機関との情報交換	・専担者を格上げし「企業支援室」として体制強化をし、政府系金融機関等との情報交換によりノウハウの蓄積をする ・今後、対象先が発生した場合は、都度対応していく
(4) 「中小企業再生型信託スキーム」等、RCC信託機能の活用	現状対象先はないが、体制整備が必要と認識	体制整備・人材育成 ノウハウの蓄積 ニーズの調査	「企業支援室」の新設 協会研修の積極的活用	政府系金融機関との情報交換	・専担者を格上げし「企業支援室」として体制強化をし、政府系金融機関等との情報交換によりノウハウの蓄積をする ・今後、対象先が発生した場合は、都度対応していく
(5) 産業再生機構の活用	現状対象先はないが、体制整備が必要と認識	体制整備・人材育成 ノウハウの蓄積 ニーズの調査	「企業支援室」の新設 協会研修の積極的活用	政府系金融機関との情報交換	・専担者を格上げし「企業支援室」として体制強化をし、政府系金融機関等との情報交換によりノウハウの蓄積をする ・今後、対象先が発生した場合は、都度対応していく
(6) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	神奈川県での中小企業再生支援協議会の設置後、参加	体制整備・人材育成 ノウハウの蓄積 ニーズの調査	「企業支援室」の新設 協会研修の積極的活用	政府系金融機関との情報交換	・専担者を格上げし「企業支援室」として体制強化をし、政府系金融機関等との情報交換によりノウハウの蓄積をする ・今後、対象先が発生した場合は、都度対応していく
(7) 企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施	企業再生支援に関する研修は実施していない	本部専担者を協会の「企業再生支援者養成講座」研修へ積極的に派遣	「企業支援室」担当者を「企業再生支援者養成講座」へ派遣	第二地銀協の研修受講者による行内研修の実施	協会研修に積極的参加と研修受講者を講師として行内集合研修を実施
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化					
(1) 担保・保証へ過度に依存しない融資の促進等。第三者保証の利用のあり方	無担保融資については、実績あり。第三者保証は過度にならないよう注意している	キャッシュフロー重視の新商品取扱や信用リスクデータベース充実による担保保証によらない融資促進	「かなぎんビジネスサポートローン」「かなぎんスモールビジネスローン」取扱い開始「TKC戦略経営者ローン」取扱い検討	「かなぎんビジネスサポートローン」「かなぎんスモールビジネスローン」取扱い継続	・一定レベル以上の中小企業を対象にした担保・第三者保証を付さない融資商品の取扱いを開始 ・信用リスク計量化システムの導入を検討し、信用リスクデータの整備・充実を図る ・第三者保証の実態調査を行い、必要があれば見直しを行う
(3) 証券化等の取組み	現状対象先はないが、体制整備が必要と認識	体制整備 ノウハウの蓄積 ニーズの調査	証券化機能のスキーム・ノウハウの構築、他行情報収集	証券化機能のスキーム・ノウハウの構築、他行情報収集	・東京都のCLOについて、仕組み等を研究、ノウハウ取得に努める
(4) 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備	TKC税理士関与の財務諸表使用先へ無担保貸出の別枠あり	「CASTER・あらかん」の評点を基に無担保融資新商品の取扱い開始	「かなぎんビジネスサポートローン」取扱い開始「TKC戦略経営者ローン」取扱い検討	16年下期から信用リスク計量化システムを導入	・信用リスク計量化システムの導入を検討し、信用リスクデータの整備・充実を図る
(5) 信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	財務データをベースに手作業で信用格付をおこなっている。信用リスク計量化は検討段階	信用リスク計量化システム導入までは従来の信用格付の精度を高め、信用リスク計量化システムの導入を検討	信用格付制度を再構築。信用リスク計量化システムとして、三井情報開発のCARM導入検討	16年下期から信用リスク計量化システムを導入	・当面は、「CASTER・あらかん」等の財務情報を有効に活用し、従来の信用格付の精度を高めていく ・定性要因を考慮するなど、きめ細かな顧客対応のできる信用リスク計量化システムの導入を検討

項目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化					
(1) 銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	貸付・保証契約については説明等意を尽くしている	事務ガイドラインに基づき、顧客への説明体制を整備する	顧客への重要事項の説明に関する社内規則を整備	教育・研修を実施	適切な説明を徹底するために、研修・勉強会等の実施・契約書等関係書類の整備、見直し
(3) 相談・苦情処理体制の強化	苦情は事務部が一括して受付、担当窓口は兼務であり十分な体制ではなかった	苦情等の受付窓口として専担部署を設け、専担者を配置し、受付から報告までの体制を強化	「お客様相談窓口」を設置、専担者を配置	各部室、営業店に「お客様相談員」を任命配置	全ての相談・苦情等の受付窓口として専担部署を設け、専担者を配置し、受付から報告までの体制を強化する ・「苦情処理マニュアル」を作成する
6. 進捗状況の公表	公表により顧客から理解が得られると考えている	施策の進捗状況を公表する	公表様式検討、15年下期公表	15年下期以降の進捗状況等を公表	公表媒体について検討を行い、積極的な公表を行う
各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み					
1. 資産査定、信用リスク管理の強化					
(1) 適切な自己査定及び償却・引当	15年3月当局検査結果をふまえ査定、償却・引当を実施	自己査定、監査体制の整備 基準等の改定 厳格な査定の実施 検証、監査の強化	法務室と検査部を統合、監査部を設置し監査部長に取締役を配置 営業店向自己査定研修会を実施	営業店向自己査定研修会の開催(半期に1回)	資産管理室を1名増員、機構改革により監査部を新設 ・「自己査定基準・手引き」の改定 ・本部研修、通信教育の実施 ・厳格な二次査定の実施 ・担当役員管理のもと、関連部による適切な検証、監査
(1) 担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	破綻懸念先以上は、路線価を基準、実質破綻以下は売買価格を基準としている	実質破綻先、破綻先の不動産担保評価は、売買価格を基準に評価、定期的に見直しを実施	路線価の変更にあわせて、正常・要注意・破綻懸念先の不動産担保の評価見直しを実施	実質破綻先・破綻先の不動産担保評価の見直しを実施	・正常先・要注意先・破綻懸念先に関する不動産担保評価については、8月の路線価の変更に後に見直しを実施 ・実質破綻先・破綻先に関する不動産担保評価については、毎年1月に前年1年間の売買価格を基準に見直しを実施
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上					
(2) 信用リスクデータの蓄積、債務者区分と統合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	「Caster・あらかん」により財務データを蓄積し、手作業で信用格付を行っている	信用リスクに応じた適正な貸出金利の設定を行うため信用リスク計量化システムの導入を進める	信用格付制度を再構築。信用リスク計量化システムとして、三井情報開発のCARM導入検討	16年下期から信用リスク計量化システムを導入	・きめ細かな顧客対応が可能な信用リスク計量化システムの導入を検討し、信用リスクデータの蓄積に努め、債務者区分とリンクした信用格付制度の構築を図る
3. ガバナンスの強化					
(1) 株式公開銀行と同様の開示(タイムリーディスクロージャーを含む)のための体制整備等	従来から株式公開銀行に準じて開示をしてきた	四半期情報開示は、東証基準に基づくよう体制整備をする	行内のインフラ整備と体制整備を行う	株式公開銀行と同様の開示を実施	・東証の「四半期財務情報の開示に関するアクションプログラム」に基づいた対応の為に体制整備 ・タイムリーディスクロージャーについては行内基準を定める
4. 地域貢献に関する情報開示等					
(1) 地域貢献に関する情報開示	地元の個人・中小企業に対する円滑な資金供給、各種情報提供を実施	積極的に地域貢献を行い、開示媒体や表現方法等理解しやすい方法で開示する	ディスクロージャー誌、ミニディスクロージャー誌による地域貢献活動の公表	適宜、地域貢献活動開示方法を見直し、公表	・第二地銀協からの開示方針を踏まえ、顧客等からの評価・理解が得られるように情報開示を充実させ、健全性を確保する

(備考)個別項目の計画数・・・28(株式を公開している銀行は27)

3. その他関連の取組み

項 目	具体的な取組み